

横浜市里親養育援助事業実施要綱

制 定 平成 18 年 2 月 22 日 福児第 10540 号(局長決裁)

改 正 平成 30 年 3 月 26 日 ここ第 6918 号 (局長決裁)

(趣 旨)

第 1 条 この要綱は、横浜市が認定する養育里親、専門里親、養子縁組里親及び親族里親（以下、「里親」という。）が、児童相談所から委託を受けた児童（以下、「児童」という。）の養育に際して日常生活上の援助が必要とされる場合に、生活を支援する者（以下、「支援者」という。）を派遣する、横浜市里親養育援助事業（以下、「事業」という。）の実施について、必要な事項を定める。

(実施主体)

第 2 条 実施主体は、横浜市とし、この事業を市内の児童養護施設、NPO 及び介護事業者等（以下、「受託事業者」という。）に委託することができるものとする。

(定 義)

第 3 条 この要綱において「里親」とは、横浜市里親家庭養育運営要綱第 4 条の規定によるものとする。

(派遣対象里親)

第 4 条 支援者の派遣対象は、児童相談所から児童を受託している里親のうち、養育に際し家事等の支援が必要な場合、又は疾病、冠婚葬祭、学校等の公的行事の参加等社会通念上必要と認められる事由により、一時的に生活援助等が必要な里親とする。

(利用の手続き)

第 5 条 前条に規定する里親が事業の利用を希望する場合は、横浜市里親養育援助事業利用申請書（第 1 号様式）により児童相談所に申請する。

2 児童相談所は、里親から利用の申請を受けたときは、利用の適正を確認し、その結果を記入した横浜市里親養育援助事業利用申請書（第 1 号様式）をこども家庭課に進達する。

3 こども家庭課は、児童相談所から進達された申請書の審査及び利用決定を行い、横浜市里親養育援助事業利用決定通知書（第 2 号様式）により申請者に通知する。

4 利用決定を受けた里親は、横浜市里親養育援助事業登録（利用）申込書（第 3 号様式）により受託事業者へ支援者派遣登録を行う。

(支援者の選定及び登録)

第 6 条 受託事業者は、次の要件を備えている者のうち、別に定める研修を修了した者から支援者を選定し、登録しておくものとする。

- (1) ヘルパー三級又は保育士の資格を有するもの。
- (2) 別途市長が認めたもの。

(支援者の派遣)

第7条 受託事業者は、支援者の派遣を必要とする里親の要請に基づき、里親が提出する横浜市里親養育援助事業登録(利用)申込書(第3号様式)及び横浜市里親養育援助事業利用決定通知書(第2号様式)の写しの内容を確認した上で、当該里親に支援者を派遣するものとする。

(支援の内容)

第8条 支援の内容は、委託された児童に関わる生活援助とし次の援助を行うものとする。

- (1) 食事の支度
- (2) 衣類の洗濯
- (3) 住居の掃除
- (4) 生活必需品の買い物
- (5) 委託された児童の養育援助
- (6) 関係機関等との連絡
- (7) その他必要な家事援助

(派遣時間の上限)

第9条 派遣時間帯は午前9時から午後22時までとし、派遣時間の上限は次のとおりとする。

- (1) 午前9時から午後5時の間の派遣について、里親においては年間96時間(ただし、横浜市が特に認めた里親については200時間)、とする。
- (2) 午後5時から午後10時の間の派遣について、全ての里親においては、年間30時間を上限とする範囲内とする。

(報告)

第10条 受託事業者は、派遣状況報告書(第4号様式)により、支援者の派遣状況を横浜市長に報告するものとする。

(支援者の派遣手当単価)

第11条 支援者の派遣手当単価は、別途定めるものとする。

(利用料)

第12条 第8条に定める派遣時間の範囲内においては無料とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、支援者が、生活必需品の買い物その他のサービスを行う際に、移動のための交通費を必要とする場合は、里親が当該交通費等の実費相当額を負担するものとする。
- 3 派遣時間の上限を超えて派遣を希望する場合は、里親の自己負担とし、金額および支払い方法については、別途受託事業者が定めるものとする。

(支援者の責務)

第13条 支援者は、その業務を行うにあたり、家庭における生活習慣を尊重し、当該家庭に関して職務上知り得た秘密を守らなければならないものとする。

(関係機関との協力)

第14条 受託事業者は、この事業の実施に当たっては、横浜市及びその他関係機関と連絡を密にして行うものとする。

(個人情報の管理)

第15条 受託事業者は、事業の受託に伴い收受・関与した個人情報について、横浜市個人情報の保護に関する条例に基づき、取り扱うものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、この事業に関し必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

横浜市里親養育援助事業実施要領

制 定：平成 18 年 2 月 22 日福児第 10540 号（局長決裁）

改 正：平成 30 年 3 月 26 日ここ第 6918 号（局長決裁）

（趣旨）

第 1 条 横浜市里親養育援助事業実施要綱（以下、「要綱」という。）第 2 条の規定により、横浜市里親養育援助事業（以下、「事業」という。）を受託した市内の児童養護施設、NPO 及び介護事業者等（以下、「受託事業者」という。）が事業を実施するにあたっては、事業委託契約書及び要綱で定めるもののほか、この要領の定めるところによるものとする。

（支援者の登録）

第 2 条 受託事業者は、里親が提示する「横浜市里親養育援助事業利用決定通知書」の内容を確認し上で、要綱第 5 条の規定に基づき支援者を選定し、あらかじめ支援者登録名簿を作成しなければならない。

（派遣対象里親等の登録）

第 3 条 受託事業者は、派遣対象となる里親（以下、「里親」という。）について、派遣対象里親名簿を作成しなければならない。

2 里親は、名簿作成に際し届出を行った事項に変更があった場合は速やかに受託事業者に連絡するものとし、受託事業者はそれを受けて派遣対象里親名簿の訂正をしなければならない。

（支援の実施）

第 4 条 受託事業者は、派遣対象里親名簿に登載されている家庭等から、支援者の派遣の要請があった場合には、派遣の要否を審査し決定について通知する。

2 支援者は、支援を実施した時は、派遣決定通知の控に派遣対象世帯による確認印の押印を受けなければならない。

（派遣の終了）

第 5 条 支援者の派遣は、派遣対象里親からの申し出のほか、次のいずれかの理由により終了する。

- (1) 横浜市から児童の委託を停止または解除されたとき（事由発生日に派遣終了）
- (2) その他派遣の必要性が消滅したとき（事由発生日に派遣終了）

（委託料）

第 6 条 支援者の派遣手当単価及び委託事務費については、事業委託契約書で定める。

（利用者負担）

第7条 生活必需品の買い物及び関係機関との連絡の実施に伴い発生した公共交通機関に要した実費については、利用者の負担とする。

(報告と請求)

第8条 受託事業者は、支援者から提出された派遣決定通知の控に基づき、要綱第10条に定める派遣状況報告書を作成し、当該月の翌月20日までに横浜市長へ派遣状況を報告の上、委託料を請求するものとする。

2 前項に規定する派遣状況報告書は、毎月派遣対象里親ごとに合計した派遣時間について行い、当該合計時間に端数が生じるときは、30分以上を繰り上げ、30分未満を切り捨てるものとする。

(支援者への研修)

第9条 横浜市は、支援者に対し、別に定める研修を実施しなければならない。

2 横浜市長は、前項による研修を修了した者に対し、修了証を交付する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から適用する。